

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

令和八年一月二十七日

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件

福島県選挙管理委員会告示第十五号
令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二五年法律第二百号）第二百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会

福島県第一区	二四、七三三、三〇〇円	制限額
福島県第二区	二五、三八〇、九〇〇円	
福島県第三区	二六、〇七四、六〇〇円	
福島県第四区	二四、九四九、五〇〇円	

福島県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭

白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	選挙区
二九、三六五	八五、四〇八	八七、六八二	三一、一一六	七五、〇八〇	
南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯舘村	田村市田村郡	選挙区
六、四四九	一〇、六七六	一二、八八五	一七、四五一	一六、四九一	

二 本 松 市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡
一四、 三三二	一一、 一三六	一八、 九七七	二五、 三六七
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡
一五、 九九五	一〇、 〇三五	八、 〇三二	六、 四八四